

中華人民共和国重慶市及び四川省における 方言番組をめぐる政策について (1)

A Study on Dialect Program and Its Policy in Chongqing City
and Sichuan Province, the People's Republic of China (1)

小 田 格

要 旨

本稿は、中華人民共和国の重慶市及び四川省における漢語方言を使用したラジオ・テレビ番組（方言番組）をめぐる政策を考察するものである。この隣接する2つの行政区は、1990年代以前から方言によるテレビドラマが放送されてきた歴史を有し、2000年代の方言番組ブームを牽引してきた地域である。今号においては、こうした当該地域の特徴を踏まえ、最初に同国におけるテレビドラマの制作・放送に関する制度を概観し、次に関係法令や行政文書の確認を行うとともに、従前のラジオ放送における方言の使用状況を記述した。

キーワード

重慶市, 四川省, 漢語方言, 標準中国語 (普通話), 方言番組

I. 序 論

本稿は、中華人民共和国¹⁾ (以下「中国」という) 重慶市及び四川省の漢語方言²⁾ (以下「方言」という) を使用したラジオ・テレビ番組 (以下「方言番組」という) をめぐる政策を考察するものである。以下詳述する通り、この隣接する2つの行政区は、1990年代以前から方言番組がブラウン管に映し出されてきた歴史を有しており、他に類を見ない独特な生態系を形成してきた。

中国においては、標準中国語 (以下、原語の「普通話」という) の普及政策

に伴い、多くの地域において方言番組は長らくポピュラーな存在ではなく、とりわけテレビのそれは2000年代以降に拡大・定着した比較的新しい潮流である。そして、この時期に方言番組の流行を後押しした大きな出来事としては、2004年8月に開催された「中国国際ラジオ・映画・テレビ博覧会」³⁾が挙げられる。同イベントにおいては、「全国優秀テレビ番組百選」⁴⁾が発表され、地方テレビ局による方言番組が複数選出された。既に一部の地域で流行の兆しを見せていた方言番組は、これを機に各地へと波及し、全国的なブームへと発展していくこととなる。

「全国優秀テレビ番組百選」に選出された方言番組は、「阿六頭説新聞（阿六頭がニュースを語る）」（杭州電視台）、「越策越開心（モアトーク・モアハッピー）」（湖南電視台）、「霧都夜話（霧都重慶の夜話）」（重慶電視台）及び「生活麻辣烫（生活マラータン）」（同上）の4作品である⁵⁾。前二者の放送されていた浙江省及び湖南省の事例は、小田（2016b：2021）により考察したが、いずれも独自の様相を呈しており、方言番組をめぐる政策の変容に作用したと評すべき様々な因子を見出すことができた。しからば、後二者を生み出した重慶市の事例にもまた、政策変容のプロセスやメカニズムを一層明らかにするための手がかりが少なからず隠されていることであろう。

一方、重慶市を取り上げるに際して忘れてはならないのが、1997年に直轄市となるまで属していた四川省の存在である。この2つの行政区に関しては、通時的な観点から行政区画という形式面で不可分というのみならず、殊に方言番組に焦点を当てた場合、その内容と密接な関係を有する言語や文化の連続性といった実質面にも目を向けるべきであり、また現に両地の放送業界には各種の関連を見出すことができるところであって、ゆえにそれぞれを独立した地域として取り扱うよりも、むしろ一体的に論じていく方が望ましい。

重慶市及び四川省の放送に関する先行研究は数多存在しており⁶⁾、方言

番組の代表的な成功事例というべき「霧都夜話」や「生活麻辣烫」のケーススタディだけでも相当数に及ぶ⁷⁾。また、両行政区にあっては、四川方言⁸⁾ (以下「四川話」という) によるドラマ作品——上記2作品もここに含まれる——が多いことが特徴として挙げられるが、こうしたテーマを取り扱った学術シンポジウム⁹⁾ が早くも2003年に開催されているなど、全国的なブームの前から学問領域において方言番組が関心を集めていたことが認められる¹⁰⁾。

しかし、管見の限り、言語政策論の視座から、特定のジャンルに限らず、2つの行政区における方言番組の諸相を横断的に記述・検討したものは存在していない。そこで、以下では、最初に当該地域の特徴であるテレビドラマを検討する前提として、その制作・放送に関する制度を概観し、以後は従前の事例研究と同様、方言番組の関係法令¹¹⁾ 及び放送状況を確認したうえで、すべての情報を総合して考察を行うこととしたい。

II. テレビドラマの制作・放送に関する制度

先に述べた通り、重慶市及び四川省では方言によるテレビドラマの放送が盛んである。本章では、議論の前提として、中国におけるテレビドラマの制作・放送に関する制度を確認しておきたい。

1. 一般のラジオ・テレビ番組の制作・放送

中国のラジオ局及びテレビ局による番組の制作・放送に関しては、行政法規であるラジオ・テレビ管理条例¹²⁾ (国務院令第228号) の第4章 (ラジオ・テレビ番組) に関係規定が設けられている。一般の番組に関しては、第31条～第33条が次のように定めている。

第31条 ラジオ・テレビの番組は、ラジオ局及びテレビ局並びに県級

以上の人民政府のラジオ・テレビ行政部門が設置を許可したラジオ・テレビ番組制作経営事業者が制作するものとする。ラジオ局及びテレビ局は、ラジオ・テレビ番組制作経営の許可を取得していない事業者が制作したラジオ・テレビ番組を放送してはならない。

第32条 ラジオ局及びテレビ局は、ラジオ・テレビ番組の品質を向上させ、国産の優秀な番組は、数量を増加させなければならない。次の各号に掲げる内容の番組は、制作及び放送を禁止する。

- 一 国の統一、主権及び領土保全に危害を加えるもの
- 二 国の安全、荣誉及び利益に危害を加えるもの
- 三 民族の分裂を扇動し、又は民族の団結を破壊するもの
- 四 国家機密を漏洩するもの
- 五 他人を誹謗中傷し、又は侮辱するもの
- 六 猥褻若しくは迷信を広め、又は暴力を誇張するもの
- 七 法律及び行政法規の規定により禁止されているその他の内容

第33条 ラジオ局及びテレビ局は、本条例第32条の規定に照らし、自らが放送するラジオ・テレビ番組の内容に対して事前審査を行うとともに、再放送する場合は、改めて審査を行わなければならない。

中国のメディアといえば、ともすると事前に厳格な検閲が行われているかのようなイメージを抱くが、実際のところラジオ・テレビ番組に関しては、上記の通り、放送局が自ら事前審査を行うに留まる。方言番組のように規制対象となっているものは別途許可を得るといった対応が求められるが、放送局は禁止されている内容を除けば、基本的に各自の判断で番組を放送できると認識して差支えない。国家ラジオ・テレビ総局¹³⁾（以下、原語の略称である「広電総局」という）のウェブサイトによれば、2021年時点で中国国内には2,542のラジオ・テレビ局及び5万を超える番組制作経営事業者

が存在していることとされる¹⁴⁾。これらの放送局及び事業者が日々制作・放送する番組の数量は膨大であり、そのすべてを事前審査するということはおおよそ現実的ではないだろう。

2. テレビドラマの制作・放送

一方、テレビドラマの制作・放送には、一般の番組とは別の対応が求められる。すなわち、ラジオ・テレビ管理条例の第35条は、次のように定めている。

第35条 テレビドラマを制作する事業体を設置する場合は、國務院のラジオ・テレビ行政部門の許可を経なければならず、テレビドラマ制作許可証を取得した後にテレビドラマを制作することができる。

2 テレビドラマの制作及び放送の管理に係る規則は、國務院のラジオ・テレビ行政部門が定めるものとする。

上記の内容からすると、「ラジオ・テレビ番組制作経営許可証」とは異なる「テレビドラマ制作許可証」が取得できていなければ、テレビドラマを制作することはできないと解される。本件の詳細は、2004年に制定・施行された國務院部門規則のラジオ・テレビ番組制作経営管理規定¹⁵⁾（国家廣播電影電視總局令第34号）に定められており、第3章（テレビドラマ制作許可）の第12条～第20条がテレビドラマに関する内容である。このうち「テレビドラマ制作許可証」の概要を示す第12条及び第13条は、次の通りである。

第12条 テレビドラマは、「ラジオ・テレビ番組制作経営許可証」を保有する機関及び市級以上のテレビ局（テレビ・ラジオ局及びメディアグループを含む。）並びに「映画撮影許可証」を保有する映画制作機関

により制作されるものとする。ただし、別途テレビドラマ制作許可を事前に取得しなければならない。

第13条 テレビドラマの制作許可証は、「テレビドラマ制作許可証（乙種）」及び「テレビドラマ制作許可証（甲種）」の2種類からなり、広電総局が統一的に印刷する。

2 「テレビドラマ制作許可証（乙種）」は、当該許可証に明示されたドラマ作品に限り使用されるものであり、有効期限は180日を超えないものとする。ただし、特殊な状況が認められる場合は、許可証の発行機関による許可を経たうえで、適切に期限を延長することができる。

3 「テレビドラマ制作許可証（甲種）」は、その有効期限を2年とし、その期間内においては許可証を保有する機関の制作するすべてのドラマに対していずれも有効とする。

引用箇所に見られる「映画撮影許可証」は、行政法規の映画管理条例⁶⁾（国务院令第342号）に基づき国务院の関係部門から発給されるものである。上記第12条の規定に従えば、テレビドラマを制作するには、テレビ番組又は映画の制作を許可された事業者が更に「テレビドラマ制作許可証」を取得しなければならないということになる。

また、第13条における「テレビドラマ制作許可証」の「乙種」と「甲種」に関しては、次のように規定されている。

第14条 「テレビドラマ制作許可証（乙種）」は、省級以上のラジオ・テレビ行政部門により発給される。このうち北京市に所在する中央の事業者及びその直属の機関は、広電総局に申請書を提出するものとし、その他の機関は所在地のラジオ・テレビ行政部門に申請書を

提出し、段階的な審査を経た後に、省級のラジオ・テレビ行政部門の審査を申し込むものとする。

第17条 テレビドラマの制作機関が連続する2年間のうちに6作品以上の短編ドラマ又は3作品以上の連続ドラマ（1作品当たり3話以上）を完成させている場合は、手続に従い広電総局に「テレビドラマ制作許可証（甲種）」の資格を申請することができる。

ここまでがテレビドラマを制作するための資格に関する仕組みである。しかし、「テレビドラマ制作許可証」を取得しさえすれば、直ちにテレビドラマを制作・放送できるという訳ではない。テレビドラマの制作に関しては、広電総局によりテレビドラマ内容管理規定¹⁷⁾（国家廣播電影電視總局令第63号）が制定されており、第2章（届出及び公示）から第3章（審査及び許可）において、1作品ごとに事前の届出・公示、内容審査及び発行許可が必要と定められている。また、同規定第4章（放送管理）は、テレビ局が放送する場合、合法的に発行許可を得ているか否かの検査や放送前の内容確認、制作許可証・発行許可証のナンバー表示などを義務づけている。

内容面に関しては、テレビドラマ内容管理規定第5条第1項第1号～第11号に取り扱ってはならない不適切な行為等が列挙されており、一般のテレビ番組よりも多岐に亘っている。さらに、こうした法令の規定を踏まえ、業界団体の中国ラジオ・テレビ社会組織連合会¹⁸⁾及び中国テレビドラマ制作産業協会¹⁹⁾が共同で策定した「テレビドラマの内容及び制作に関する通則」²⁰⁾というソフトローも存在している（江蘇省廣播電視總台2016：6）。

以上の通り、テレビドラマを制作するには、「テレビドラマ制作許可証」を取得し、なおかつ1作品ごとに所定の手続を踏まなければならないこととなっている。こうした点に鑑みれば、テレビドラマの制作には入念な準備が必要であり、相応の体力がなければ取り組むことは難しい。実際、広

電総局のウェブサイトによれば、2021～2023年に有効な「テレビドラマ制作許可証（甲種）」が発給された事業者は全国でわずか41社のみであり、いずれも有力な映画制作会社やメディアグループ、大手放送局などが名を連ねている²¹⁾。この点を「ラジオ・テレビ番組制作経営許可証」の保有機関が5万を超えることと対比すれば、テレビドラマを制作するハードルがいかに高いものであるか分かるだろう。

また、ドラマの制作に当たっては、事前の届出・公示や内容審査が必要であることから、柔軟な対応ができないという問題も存在する。例えば、連続ドラマ作品の放送開始後に視聴率やインターネット上の評判等を勘案しながら、後半の内容を練り直すということは、現行の制度下では不可能である。

Ⅲ. 関係法令等

本章では、重慶市及び四川省の方言番組に関する法令及び関係文書（以下「法令等」という）を確認する。

1. 法 令

方言番組の関係法令としては、両行政区における中華人民共和国国家通用言語文字法²²⁾（主席令第37条）（以下、カギ括弧付きで「法」という）の施行規則に該当する法令が存在している。以下では、2つの法令の概要及び方言番組に関係する条文を取り上げる。

なお、四川省には、放送領域の法令として四川省ラジオ・テレビ管理条例²³⁾（四川省人民代表大会常務委員会公告第23号）が制定されている。同条例は、第28条第3項にて「民族自治区においては、当該民族の言語文字を使用してラジオ・テレビ番組を制作及び放送することができる」と規定する一方、普通話の使用を義務づけたり、方言番組を制限したりするような条

文は特段設けていない。

(1) 重慶市「中華人民共和国国家通用言語文字法」施行弁法

重慶市「中華人民共和国国家通用言語文字法」施行弁法²⁴⁾(重慶市人民代表大会常務委員会公告第3号)は、2004年3月25日に重慶市人民代表大会常務委員会により制定され、同年6月1日より施行されている地方性法規である。全国的に見れば、比較的早期に制定された「法」の施行弁法であり、全16条のシンプルな構成である。

同弁法第2条第3項は、「ピンイン、方言並びに繁体字及び異体字の使用は、中華人民共和国国家通用言語文字法の規定に適合したものでなければならない」と定めている。このうち方言に関しては、「法」第16条が例外的に使用することを認める条件を示していることから、これに従った運用がなされるものと解される。

また、放送関連としての規定としては第7条が挙げられ、次のような内容である(下線は筆者によるもの)。

第7条 各級のラジオ局及びテレビ局は、普通話をアナウンス、司会・進行及びインタビューの基本的な使用言語としなければならない。

2 映画及びテレビの作品並びに舞台公演に表示される制作会社名、放送局名、制作事業者名、番組名、映画名、出演者クレジット、広告、解説、台詞等の活字体による字幕は、規範漢字を基本的な使用文字としなければならない。

上記の第7条第1項は、放送領域における普通話使用の原則を定めたものであるが、「アナウンス、司会・進行及びインタビュー」以外に関しては、特段触れられていないという見方もできる。

(2) 四川省「中華人民共和国国家通用言語文字法」施行弁法

四川省「中華人民共和国国家通用言語文字法」施行弁法²⁵⁾(四川省人民政府令第177号)は、2004年1月2日に四川省人民政府により制定され、同年2月1日から施行されている地方政府規則である。重慶市の施行弁法と同時期に制定されており、こちらも全21条という比較的簡潔な構成である。

同弁法において「方言」という文言が用いられているのはわずか一箇所のみであるが、それは他でもなく放送に係る第9条であり、次のような内容である(下線は筆者によるもの)。

第9条 ラジオ及びテレビの放送は、普通話を使用しなければならない。方言を使用する場合は、省のラジオ・映画・テレビ行政管理部門の許可を経なければならない。

2 少数民族集住地区のテレビ及びラジオは、普通話を使用して放送することができるとともに、規定に照らして少数民族言語を使用して放送することもできる。

第9条第1項前段は放送領域での普通話使用を義務づける一方、後段は関係部門の許可を得れば方言を使用することを認めている。同条同項は、「法」の関係規定に準じた放送領域の使用言語に関するごく一般的な内容であり、独自規制や特例措置等は設定されていない。

なお、第9条第2項は、少数民族言語による放送について規定している。四川省には、カンゼ・チベット族自治州、アバ・チベット族チャン族自治州及び涼山イ族自治州という3つの少数民族自治州が存在しているが、古くからチベット語やイ語によるラジオ放送が行われてきた実績があり(『四川省志・広播電視志』:82-88)、現在も四川電視台康巴衛星チャンネルによるチベット語音声・字幕の番組放送などが実施されている²⁶⁾。

2. 行政文書

(1) 行政許可関係

今日、中国国内の省級行政区においては、通常、2004年に始動した行政許可制度の下、「法」第16条を根拠として方言番組の開設に係る行政許可を設定している。この点は、重慶市及び四川省も例外ではなく、2022年7月4日付の「重慶市人民政府弁公庁による重慶市行政許可事項リスト（2022年版）に関する通知」²⁷⁾（渝府弁発〔2022〕第77号）や、2022年6月22日付の「四川省人民政府による『四川省行政許可事項リスト（2022年版）』に関する通知」²⁸⁾（川府発〔2022〕第18号）を確認すると、いずれも「ラジオ局及びテレビ局の方言を使用した放送の審査・許可」²⁹⁾という名称の行政許可項目が設けられており、重慶市は同市文化旅行発展委員会³⁰⁾が、四川省は同省広播電視局が、それぞれ主管部門となっている。

こうした方言番組に係る行政許可に関しては、従前から現在と同様の名称・内容であった訳ではない。例えば、重慶市の場合、2010年代には同市文化委員会のウェブサイト「ラジオ・テレビ局の放送における方言使用及び一般人参加型ラジオ・テレビ生放送番組開設の審査・許可」という手続項目が設けられており、他の規制事項と併せて行政許可が設定されていた³¹⁾。また、四川省行政事務・公有財産取引サービスセンター³²⁾が2022年に発行した「窓口業務週報」³³⁾によれば、方言番組の開設に係る行政許可は今般新設されたものとされている。

一方、重慶市人民政府のウェブサイトによれば、現在の「ラジオ局及びテレビ局の方言を使用した放送の審査・許可」は、インターネット上で一度の手続だけで完了することが確認できるものの、審査項目等の具体的な内容は詳らかにされていない³⁴⁾。この点は四川省も同様であり、浙江省や江蘇省のように、主管部門が規範性文書³⁵⁾をもって、方言番組の開設条件を公開するといった対応は図られていない。

(2) 言語文字関係

上記の通り、重慶市及び四川省では、方言番組の開設に関する具体的な条件等は明らかにされていない。他方、言語政策領域の文書には、方言番組の取扱いに言及しているものが認められる。以下、2つの行政区において発出された関係文書を時系列に見ていくこととしたい。

①「普通話話し規範字を書くための良好な社会的雰囲気創造に関する意見」(2006年四川省成都市)

「普通話話し規範字を書くための良好な社会的雰囲気創造に関する意見」は、四川省の成都市言語文字工作委員会により策定され、2005年12月21日に開催された同市人民政府第62回常務委員会を経て、翌2006年1月26日に同市人民政府弁公庁から関係機関に送付された規範性文書である³⁶⁾。

同文書の前文は、次のように策定の目的を述べている。

中華人民共和国国家通用言語文字法の施行を徹底させ、わが市の国家Ⅰ類都市言語文字事業評価³⁷⁾の基準適合の成果を揺るぎないものとし、普通話話し、規範字を書くための良好な社会的雰囲気を創造することにより、言語文字事業を推進させ、一層の深化を図るべく、ここに次の通り意見を提出する。

全体の内容は、「一、事業の目標」、「二、事業の重点」、「三、事業の措置」及び「四、事業の職責」という全4節の構成である。このうち、第2節第3項及び第4節第6項に放送領域に関する内容が含まれており、次のように方言番組にも触れられている(下線は筆者によるもの)。

二、事業の重点

(三) 報道機関の模範提示機能を発揮する。ラジオ局及びテレビ局は、

普通話を放送の基本的な使用言語としなければならない、もし地方の特色を反映させるために、方言を使用して放送を行う必要がある場合には、省のラジオ・映画・テレビ行政管理部門の審査・許可を経るとともに、中国共産党成都市委員会宣伝部及び成都市言語文字工作委員会弁公室に申請文書の写しを送付しなければならない。ラジオ・テレビ部門のアナウンサー及び番組司会者に対しては、普通話の等級証書携帯勤務の資格制度を実施しなければならない。

四、事業の職責

(六) 市広電局は、ラジオ・テレビ等のメディアの宣伝機能を十分に発揮し、良好な言語文字に関する宣伝の雰囲気創造しなければならない。方言番組を厳格に抑制するとともに、開設の必要性が確かに認められる方言番組は「ゴールデンタイム」を避けるようにしなければならない。言語文字事業の新たな動向をすみやかに報道し、定期的に公益性を有するコマーシャルを制作するものとする。市級のテレビ局及びラジオ局では、「成都人が普通話を読む」といった特設の番組・コーナーを増設させ、市民に対して「普通話を読む、規範字を書く」ための講義を実施し、市民の言語文字の使用に対する規範意識を高めるものとする。

上記の引用部分で注目されるのは、以下の2点である。

第1に、第2節第3項は、方言番組を制作・放送するに際し、主管部門の許可を取得するのみならず、中国共産党成都市委員会及び成都市言語文字工作委員会への報告まで義務づけている。このような付加的な手続は、少なくとも従前考察した行政区では表出してこなかったが、番組の内容次第では、各機関から何らかの注文が付くことも考えられよう。

第2に、第4節第6項は、ゴールデンタイムに方言番組を配さないよう指示している。同様のルールは、浙江省の現行規定である「方言番組管理の更なる強化に関する通知」³⁸⁾(浙広局発〔2007〕第138号)第4項第7号にも存在しているが、全国的な内部規範のようにも見受けられる。

②『『第13次5カ年計画期の国家言語文字事業の発展計画』の実行徹底を図るための実施方案』(2017年四川省成都市)

『『第13次5カ年計画期の国家言語文字事業の発展計画』の実行徹底を図るための実施方案』は、成都市言語文字工作委員会により策定され、2017年6月8日に関係機関に通知された規範性文書である³⁹⁾。タイトル中にある「第13次5カ年計画期の国家言語文字事業の発展計画」⁴⁰⁾は、中央の教育部及び国家言語文字工作委員会により策定され、2016年8月23日に通知・公表された文書であり、第13次5カ年計画期(2016~2020年)における言語政策の諸計画が取りまとめられている。

当該実施方案は、前文及び全5節からなり、成都市にて「第13次5カ年計画期の国家言語文字事業の発展計画」を実行する際の諸事項が記載されている。方言に関しては、第3節(主要な任務)第7項が「成都方言文化の伝承」と題されており、調査・研究やコーパス構築等のほか、「方言資源の開発・利用及び方言文化の普及活動を支援する」という一文が盛り込まれている。しかし他方において、第5節(分担・職責)第3項(規範の応用)第7号が同市のメディアグループ及びテレビ・ラジオ局に対する内容であるが、ここには「許可を経た方言番組を除き、放送では普通話を主たる使用言語としなければならない」と記載されており、方言番組はなお規制対象である旨が打ち出されている。

③『『全市における普通話使用の強力な普及に係る事業の実施方案』(2019年重慶市)

『『全市における普通話使用の強力な普及に係る事業の実施方案』⁴¹⁾は、2019

年8月7日に重慶市精神文明建設委員會弁公室により発出された規範性文書である⁴²⁾。この前文は、次のような内容である（〔 〕は筆者によるもの）。

普通話の使用を強力に普及させるということは、憲法〔第19条第5項〕の「国は、全国に通用する普通話を普及させる」という要求の実現を徹底するための具体的な措置であり、より一層市民の資質を向上させ、ビジネス環境の改善を図り、対外的な開放のレベルを引き上げ、開放的で寛容な重慶の優れたイメージをアピールし、「近き者はよるこび、遠き者は来る（近者説遠者来）」という素晴らしい都市を創造するために、いずれも重要な意義を有している。

このように取組みの意義が語られた後、同実施方案は「一、総体目標」、
「二、重点領域」及び「三、業務の要求」という全3節で構成されている。
このうち第2節第2項が報道機関に関する内容であり、次のように記載されている（下線は筆者によるもの）。

（二）報道機関の模範提示機能を發揮する。各級のラジオ局及びテレビ局は、普通話をアナウンス、司会・進行及びインタビューの基本的な使用言語としなければならない。アナウンサー、番組司会者、記者、編集・校正等に従事する人員の普通話水準等級資格參入制度を厳格に実施するものとする。方言番組を適切に企画し、放送する番組の「ネット用語」及び「方言語彙」の審査業務を適切に行うものとする。社会におけるフォールトトレラントシステム⁴³⁾の構築に目を向けて、ニュースのインタビューでは対象者に「両法」⁴⁴⁾の規定に基づき普通話を正確に使用するよう注意喚起を図り、WeChatの公式アカウントやスマートフォンのアプリ等のメディアにおける音声・映像コンテンツ

での普通話使用に対する監督・管理を強化し、方言ニュースに対する審査のレベルを引き上げるものとする。「全国普通話普及宣伝週間」を十分に活用して「両法」の宣伝を行い、「いかに普通話を適切に話すか」等の特集番組を放送するものとする。

この箇所は、2006年に成都市で発出された「普通話を話し規範字を書くための良好な社会的雰囲気創造に関する意見」を彷彿とする内容であるが、方言番組は「適切に企画」という比較的寛容な表現となっている。しかし他方で、通常番組での方言語彙やスマートフォンの普及に伴う新たなメディアでの言語使用、方言ニュースには引き続き監視の目を光らせていることが分かる。

以上の通り、2行政区の関係法令等を確認してきた。重慶市、四川省ともに、関係法令には特段独自の内容は含まれておらず、方言番組の開設に係る行政許可が設定されてはいるものの、審査項目等の具体的な内容が取りまとめられた規範性文書は公表されていなかった。他方、言語文字関係の各種文書からは、他の行政区では見られなかった手続や、放送時間帯等に関するルールなどを確認することができた。

IV. 方言番組の放送状況

本章では、従前の重慶市及び四川省における方言番組の放送状況を確認することとしたい。

1. ラジオ放送

中華民国期の四川省一帯の放送事情は複雑であり、国民党政府や軍閥、民営によるラジオ局が存在していた。このうち国民党政府が1936年重慶市

に設置した「国際宣伝の代弁者」⁴⁵⁾ という短波ラジオ局は、その後1940年に「国際廣播電台」に改名されて、海外向けに国内の言語（普通話、広東語、閩語⁴⁶⁾、潮州語、上海語等）及び各種外国語による番組が制作・放送されていた。また、1943年5月1日から放送を始めた西康廣播電台は、四川省及び西康省、そしてチベット及びアジア西部エリアを対象とし、国際廣播電台の英語番組の中継以外に各種番組を制作・放送しており、普通話及びチベット語に加えて、四川話も使用していた（陸原 1987 : 102-104）。

新中国成立以降に関しては、1952年10月1日から放送を開始した四川人民廣播電台（四川電台）の使用言語が次のように記録されている。

四川電台は、ニュース、教育等多くの重要な番組に普通話のアナウンスを採用した。四川省の総人口80%以上を占める農民及び都市部住民は、いずれも社会でのコミュニケーションに伝統的な当地の方言を使用しており、解放後の一定期間は普通話に慣れておらず、又は理解することが難しいという状況に鑑みて、放送の聴取効果のために、四川電台は普通話アナウンスを採用するとともに、四川話（成都語音）のアナウンスも用いていた。1956年に國務院が「普通話の普及に関する指示」⁴⁷⁾ を発出し、「全国のアナウンス人員は普通話のトレーニングを受けなければならない」、「全国各地のラジオ局は、当該地域の普通話の普及事業を担う委員会⁴⁸⁾ と協力を図り、普通話の講座を開設するものとする。各方言区の小規模放送局は、それぞれが普段放送している番組のなかに、普通話によるものを適度に設け、当該地域の聴取者が段階的に普通話を理解し、また学習することができるよう援助しなければならない」と要求した。この規定を実行すべく、四川電台は1957年より、農村向けのラジオで四川話のアナウンスを存続させた以外、その他すべての番組で普通話アナウンスを用いることとした。夥しい農民

の文化水準の向上、都市と農村の往来の増加及び普通話の普及に従い、四川電台は広範に亘る調査及び意見募集を経て、1982年に農村向けのラジオも普通話アナウンスに変更した。（『四川省志・広播電視志』：88）

また、1952年の開局から1956年の国務院による文書発出までの4年間に關しては、次のような情報も確認できる。

四川省は北方方言区に属しているが、解放前は交通が不便であり、多くの人民大衆（特に農民）は、外部との往来が比較的少なかったことから、普通話の理解が困難であった。四川電台はこうした実情から出発し、1952年から1956年にかけての期間においては、四川話を主、普通話を副として、大部分の番組を前者により放送することとし、ニュース、ドキュメンタリー及び学習講座のみを後者で放送していた。（四川人民廣播電台 2002a：118-119）

さらに、当時の四川人民廣播電台のアナウンサーは、普通話が8名、四川話が7名程度であったとされる（四川人民廣播電台 2002a：119）。このように四川話のアナウンサーが普通話と同程度存在していたという史実からは、中華民国期に当該方言による放送が既に一定程度定着していたことが窺われる。

当時の省内各地のラジオ局においても、四川人民廣播電台と同様に方言が使用されていたことが認められる。例えば、自貢人民廣播電台では、「工業節目（工業番組）」及び「対農村人民公社廣播（農村及び人民公社向けラジオ）」が四川話によるニュース番組であった。同台では、プロレタリア文化大革命の時期も「対農村廣播（農村向けラジオ）」が四川話により毎日1回30分放送されていたとされるが、その後1977年以降に自局での番組制作が

再開して以降の方言使用には言及されていない(『自貢市広播電視志』:59-61)。

しかし、1980年代に四川話の番組が皆無となった訳ではない。四川人民広播電台では、川劇等の伝統芸能関係の番組を継続しており、前出の自貢人民広播電台でも同様であった(四川人民広播電台 2002a: 92-111; 『自貢市広播電視志』:75)。また、成都市内に位置する県級局の金堂人民広播電台では、1979年にスタートした「聴衆信箱 (リスナーのポスト)」やその後設けられた「対農村広播 (農村向けラジオ)」にて四川話が使われ、1990年代まで続けられてきた(『中国広播電視年鑑』1987年版: 404; 四川金堂人民広播電台)。

もともと、これらはあくまで例外であり、この時期に伝統芸能を取り扱った番組や一部農村向けの番組において方言が用いられていたのは、従前考察してきた他の地域でも同様であって、特段指摘すべきことでもない。『中国広播電視年鑑』に掲載された「国内向けラジオ放送での使用言語の名称」⁴⁹⁾の中にも四川話は見当たらず、1980年代の四川省では全体的な傾向として普通話によるラジオ放送が一般的であったと捉えられる(『中国広播電視年鑑』1988年版: 572; 1989年版: 492; 1990年版: 533)。ただし、1982年に自貢人民広播電台が「油廠長請客 (油工場の工場長が客を招く)」という方言によるストーリーを制作した事例や、1983年に四川人民広播電台が川劇「杏花雨」をベースとしたラジオドラマを制作した事例は注目に値し、伝統芸能とドラマ作品の結びつきという当該地域の特徴を見出すこともできる(四川人民広播電台 2002a: 114-115; 『自貢市広播電視志』: 75)。

その後1990年代に入ると少し様相が変わり、都市部において方言を使用した番組が姿を現すようになる。成都人民広播電台では、表1の通り、1991年から1999年までに方言による4番組を放送していた。

最初に投入された1991年の「茶余飯后 (憩いの時間)」や1992年の「早間快語 (朝の愉快なトーク)」は、1回当たりの時間がわずか5~10分の短い番組であり、放送期間も1~2年であったことからすると、ラジオ局が差し

表1 1990年代の成都人民廣播電台の方言番組

番組名	放送開始時期	時間	ジャンル
茶余飯后	1991年12月	10分	情報・文化
早間快語	1992年10月	5分	各種トーク
皇城坝	1995年1月	60分	歴史・文化
天府龍門陣	1998年8月	10分	各種トーク

出所)『成都廣播電視志』(23-24頁)に基づき筆者作成

当たって試験的に方言番組に着手したものと推察される。また、これに続いて、1995年からは日曜日正午から1時間の生放送番組として「皇城坝(皇城坝)」が始まったが、やはり2年後の1997年には終了している。しかし、1998年にスタートした「天府龍門陣(天府成都のよもやま話)」は、「茶余飯后」を担当していた王健を改めてパーソナリティーとして起用し、成都市のラジオ聴取率上位の常連となり、後にテレビ番組化されるほど人気を博した(『成都廣播電視志(1990-2005年)』: 24: 32)。

このようなラジオでの方言使用は、2000年代に入り拡大していくこととなる。四川人民廣播電台経済チャンネルは、2002年にグルメ番組の「吃在成都(食は成都にあり)」を世に送り出した。同番組は17時というラジオ不遇の時間帯に配されたにもかかわらず、数か月のうちに大人気となった。『南方週末』の「四川話が1つのラジオ局を救った」という記事には、次のような記述がある(〔 〕は筆者によるもの)。

「四川話がなかったら、『吃在成都』の今日はありませんでした。『吃在成都』は経済チャンネル全体を救ったんです」と飛哥(飛兄さん)は話す。2003年、この番組は聴取率があまりに高いので、四川人民廣播電台経済チャンネルは番組広告価格表を刷り直すこととした。元々17時のガベージ・タイムは広告の値段が特価にされていたのだが、同番

組を放送したチャンネルは単価を引き上げることとしたのである。一方、生粋の北京方言によりグルメ番組を放送していた成都人民廣播電台交通チャンネルは、聴取率と広告価格がひたすら下降していき、それまでずっと劣勢だった四川人民廣播電台經濟チャンネルが遂に状況を立て直し、交通チャンネルのリスナーも經濟チャンネルを聴くようになったのである。成都人民廣播電台交通チャンネルは代価を惜しまず、「[吃在成都]」のパーソナリティーである「飛哥と蘭妹兒(ランちゃん)」を同台へと招聘し、同じような時間帯に同じような内容で、彼らに何でも話したいように話させることとした。彼らからインスピレーションを受けたラジオ局やテレビ局は、番組で時折成都話を使うという状況を、時折普通話を使うといった状況に続々と変えていったのである。(『南方週末』2005年11月10日)

「吃在成都」の出現以降、確かに四川省のラジオ局では、方言の使用が増加していった。2003年10月には、四川人民廣播電台經濟チャンネルが羅小剛による「方言社会」を開始した。また、引用箇所の通り、成都人民廣播電台は2004年9月に「飛哥」こと呂毅を起用し、毎日17時から1時間の生放送の方言番組として「飛哥歡樂派(飛兒さんのハッピータイム)」を放送するようになった(何・魏2005:72;『成都廣播電視志(1990-2005年)』:24)。

関連資料に基づき2000年代以降に放送された四川人民廣播電台及び成都人民廣播電台の代表的な方言番組を取りまとめると表2のようになる。

成都市のラジオ事情に関しては、張・易・張(2022)の研究が興味深い。当該論考は、2022年4～6月の同地区における夜ラッシュ時(18～19時)のラジオ番組を分析したものであり、聴取率上位5チャンネル(機密保持のために順位は非公表)の諸情報を取りまとめた表3が掲載されている。

表2 2000年代以降の四川人民広播電台及び成都人民広播電台の代表的な方言番組

等級	ラジオ局	番組
省級	四川人民広播電台	「吃在成都」, 「方言社会」, 「匕阳秀」, 「樂活達人」, 「非一般滋味」, 「禱見你就笑」
市級	成都人民広播電台	「飛哥歡樂派」, 「小剛方言」, 「全民秀」, 「錦官城閑話」, 「神鷲俠侶」, 「石来石往広播操」, 「998新聞論評」, 「暢行十八点」, 「成都早班車」

出所) 李申建 (2015: 50), 楊楠 (2017: 35), 閔順平 (2018: 31), 張・易・張 (2022: 105) に基づき筆者作成

表3 成都地区夜ラッシュ時のラジオ番組 (2022年4-6月)

ラジオ局・チャンネル	話題のカバー範囲	使用言語	ジャンル
四川人民広播電台 交通チャンネル	四川中心	方言 (四川話)	トークバラエティ
成都人民広播電台 文芸交通チャンネル	成都中心	普通話 + 方言	トークバラエティ
四川人民広播電台 ニュースチャンネル	国内中心	普通話 + 方言	ニューストップックの評論
成都人民広播電台 ニュースチャンネル	成都中心	普通話 + 方言	ニュース・情報の報道
四川人民広播電台 岷江音楽チャンネル	全国中心	普通話	音楽バラエティ

出所) 張・易・張 (2022: 103) 掲載の「成都地区晚高峰広播節目 (2022年4月至2022年6月)」を引用転載 (筆者翻訳)

特定の時間帯に限られてはいるが、成都市の聴取率上位を占めるチャンネルで方言の使用が目立っていることが指摘できる。また、注目すべきは普通話による進行に方言を適宜加えて放送しているケースが多いことである。当該エリアにおいては、「四川普通話 (川普)」や「椒塩普通話」と呼ばれる四川式普通話が日常のコミュニケーションにおいて用いられているが、こうした身近な言語がラジオ番組でも話されていると見做すことができるだろう。

成都市を除くと、四川省内の市級以下のラジオ局による方言番組の情報は少ない。例えば、2008年時点で宜賓人民広播電台の関係者は、方言番組を試してみるべきだという見解を披歴しているが、これは裏を返せば、その時点ではまだ未着手であったということである。その後に関しては、同台が「風哥方言系列（風兄さんの方言シリーズ）」という方言番組を導入したことが把握できている⁵⁰⁾。また、自貢人民広播電台でも「方言123（方言123）」という方言文化を取り扱ったラジオ番組が存在している（庾利華2008：69；王・熊2021：103）。

こうした状況からは、四川省内の市級局以下においても方言による放送が一部実施されていることが確かめられる一方、2000年代前半に四川人民広播電台による「吃在成都」の人气が各地に飛び火し、あるいは全国的なブームを受けて、各地で雨後の筍のように方言番組が誕生したという訳ではなかったことも分かる。この要因としては、四川人民広播電台や成都人民広播電台といった有力なラジオ局による方言番組が既に聴取可能であったことも挙げられるだろう。

では、一方の重慶市はどのような状況だったのだろうか。『中国広告年鑑』（2001年版）に掲載された2000年時点における重慶人民広播電台の広告価格表及び説明には、次のような記述が見られる（〔 〕は筆者によるもの）。

重慶人民広播電台は国語〔＝普通話〕放送を主としていますが、コマ
ーシャルは需要に応じて重慶方言により放送することができ、農村部
に対する広告効果はとりわけ顕著なものがあります。（『中国広告年鑑』
2001年版：419）

上記の箇所からは、2000年当時の重慶人民広播電台では、普通話放送を主体としていたことや、コマーシャルは方言によるものも放送されていた

ことが指摘される。このうち普通話放送主体という点に関しては、大半が普通話番組であるが、一部方言番組も存在するという状態と、各番組において基本的に普通話を使いつつも、方言を適宜用いているという状態という2つのパターンが想定されるところ、先に引用した『南方周末』の記事を勘案すれば、恐らく後者であったように考えられる。現に『重慶広播電視年鑑』等の資料を精査する限り、2000年以前に方言の使用に触れられている番組は存在していない。

重慶人民広播電台において方言番組が確認されるのは、やはり四川人民広播電台が「吃在成都」を成功させて以降のことである。具体的には、2003年頃に重慶人民広播電台で「笑口常開（いつも笑顔で）」が始められており、翌2004年には午後5時から方言によるグルメ番組の「好吃狗（食いしん坊）」が放送されるようになった。その後2010年代中盤には、重慶市内の各放送局により、上記の番組に加えて「吃在重慶（食は重慶にあり）」や「歡樂時光（ハッピーアワー）」等10本程度の方言番組が放送されていたようである（『中国広播電視年鑑』2004年版：100；284；『重慶広播電視年鑑』2005年版：245；于希斌2016：136）。

以上が重慶市及び四川省のラジオ放送における方言使用の経緯・経過である。これまで当該地域のラジオ放送において方言番組が一貫して盛んであったかと問われれば、総体としては必ずしもそうではなかったという回答となるだろう。近年筆者が小田（2021；2022）により考察してきた湖南省や江西省と比較してみても、1980年代から2000年代にかけての方言番組のラジオ放送は比較的低調であり、その後全国的なブームを迎えてからの拡散状況も緩慢だったと判断される。

注

- 1) 本稿では、中華人民共和国の法令等という「境内」(大陸)を「中国」の範囲とする。
- 2) 本稿では、中国の法令等でも使われる「方言」という呼称を用いる。
- 3) 原語：「中国国際広播影視博覧会」。
- 4) 原語：「全国百佳欄目」。
- 5) 新浪娛樂「創新創意制片人2004公布全国電視百佳欄目名單」(2004年8月5日)(<http://ent.sina.com.cn/v/2004-08-05/1858465241.html>) (最終閲覧2023年3月3日)。
- 6) 例えば、中国知網 (<https://cnki.net/>) において學術雜誌等のテーマ検索を行うと、「重慶 AND 電視 (テレビ)」で1,542件、「四川 AND 電視 (テレビ)」で2,486件の結果が示される (最終閲覧2023年3月12日)。
- 7) 中国知網 (<https://cnki.net/>) において學術雜誌等のテーマ検索を行うと、「霧都夜話」で113件、「生活麻辣燙」で22件の結果が示される (最終閲覧2023年3月12日)。
- 8) 四川省では、西南官話を中心に、地域によって客家語、湘語、閩語等が使用されている (崔榮昌 2011 : 9-11)。西南官話も各地でバリエーションが認められるところであるが、本稿ではこれを総体として捉え、「四川方言」として取り扱うこととする。田義貴 (2009 : 8-9) は、西南官話の使用者を約2億人と見積もるとともに、当該方言は普通話の使用者が理解可能であることから多くの視聴者を獲得することが可能だという見解を示している。
- 9) 「首屆西南方言電視劇學術檢討会」(2003年11月、於・重慶工商大学)。当該シンポジウムの論文集は王逸虹主編 (2004) である。
- 10) テレビドラマを取り扱った田義貴 (2009) のような學術書も出版されている。
- 11) 本稿では、中華人民共和國憲法及び中華人民共和國立法法 (主席令第31号) 第2条に規定される各文書を「法令」として取り扱う。なお、法令のタイトルにはカギ括弧を付さない。
- 12) 原語：廣播電視管理條例。
- 13) 原語：國家廣播電視總局。
- 14) 広電総局ウェブサイト「2021年全国廣播電視行業統計公報」(2022年4月26日)(http://gbdsgj.gd.gov.cn/zwgk/tjzl/content/post_3919662.html) (最終閲覧2023年3月3日)。
- 15) 原語：廣播電視節目制作經營管理規定。同規定は、第1章 (総則)、第2章 (番組制作經營業務許可)、第3章 (テレビドラマ制作許可)、第4章 (管理)、第5章 (罰則) 及び第6章 (附則) という構成である。

- 16) 原語：電影管理条例。
- 17) 原語：電視劇内容管理規定。
- 18) 原語：中国廣播電視社会組織聯合会。
- 19) 原語：中国電視劇制作産業協會。
- 20) 原語：「電視劇内容制作通則」。
- 21) 広電総局ウェブサイト「国家廣播電視総局弁公庁關於2021-2023年度全国『電視劇制作許可証(甲種)』機構情况的通告(通告〔2021〕第4号)(2021年7月1日)」(2021年7月6日)(http://www.nrta.gov.cn/art/2021/7/6/art_113_57058.html)(最終閲覧2023年3月3日)。
- 22) 原語：中華人民共和国国家通用語言文字法。
- 23) 原語：四川省廣播電視管理条例。
- 24) 原語：重慶市實施「中華人民共和国国家通用語言文字法」弁法。
- 25) 原語：四川省「中華人民共和国国家通用語言文字法」實施弁法。なお、細かい点であるが、全国の「法」の施行弁法の名称は、基本的に「行政区名+実施+「中華人民共和国国家通用語言文字法」+弁法」(例：浙江省實施「中華人民共和国国家通用語言文字法」弁法)という構成であるが、四川省だけは「行政区名+「中華人民共和国国家通用語言文字法」+実施+弁法」という形で、「実施」が法令名称の後に配置されている。このような文言の組み合わせは、同省の他の施行弁法も同様であり、当該行政区における慣習と捉えられる。
- 26) 康巴衛星チャンネルウェブサイト(康巴衛視網)(<http://www.kangbatv.com/>)(最終閲覧2023年3月3日)。
- 27) 原語：「重慶市人民政府弁公庁關於印發重慶市行政許可事項清單(2022年版)的通知」。
- 28) 原語：「四川省人民政府關於印發『四川省行政許可事項清單(2022年版)』的通知」。
- 29) 原語：廣播電台、電視台使用方言播音審批。なお、行政許可リスト上の番号は、重慶市が403番、四川省が445番である。
- 30) 原語：重慶市文化和旅游發展委員會。
- 31) 重慶市文化委員會ウェブサイト「廣播電台、電視台使用方言為播音用語及開辦群眾參與的廣播電視直播節目審批」(2011年5月23日)(<http://www.cqwhw.gov.cn/Html/1/bmfw/blxmx/20110523/7054.html>)(最終閲覧・保存2016年1月18日)。
- 32) 原語：四川省政務服務和公共資源交易服務中心。
- 33) 四川省政務服務和公共資源交易服務中心ウェブサイト「窗口工作周報」

- (2022年第22期) (p. 3) (<https://www.spprec.com/sczwwweb/uploadfile/e65ad353-f382-4d35-890e-b05bb918a331/%E7%AC%AC22%E6%9C%9F.pdf>) (最終閲覧2023年3月3日)。
- 34) 重慶市人民政府ウェブサイト「關於印發重慶市市級審批服務事項 馬上辦網上辦就近辦一次辦清單(第一批)的通知(渝府弁發〔2018〕143号)」(2018年9月30日) (https://www.cq.gov.cn/zwgk/zfxxgkml/szfwj/xzgfxwj/szfbgt/201810/t20181008_8837657.html) (最終閲覧2023年3月3日)。
- 35) 原語：規範性文件。行政機關等が発出する決定、規定、通知等の文書のことを指し、タイトルが赤字で印刷されることから、俗に「紅頭文件(赤字レターヘッド文書)」とも呼ばれる。
- 36) 「成都市人民政府弁公庁転發市語委關於营造說普通話写規範字良好社会雰囲気意見的通知」(成弁發〔2006〕第11号)。
- 37) 筆者注：「法」の施行徹底を目的とした評価制度である。詳細は小田(2017b)を参照のこと。
- 38) 原語：「關於進一步加強方言類節目管理的通知」。
- 39) 「成都市語委關於印發『貫徹落實「國家語言文字事業發展第十三個五年規劃」實施方案』的通知」(成語〔2017〕第1号)。
- 40) 原語：「國家語言文字事業『十三五』發展規劃」(教語用〔2016〕第3号)。
- 41) 重慶高等教育智慧教育平台ウェブサイト「全市大力推廣使用普通話工作實施方案」(2019年8月13日) (<https://www.cqooc.com/quality/news/detail?id=886>) (最終閲覧2023年3月3日)。
- 42) 「關於印發全市大力推廣使用普通話工作實施方案的通知」(渝文明委〔2019〕第7号)。
- 43) 筆者注：引用元の原語は「糾錯制度」であり、「容錯機制」や「容錯糾錯機制」とも呼ばれ、過失やミスのある程度許容し、指摘・改善を図ることを目指すシステムのことをいう。2016年3月5日の第12期全國人民代表大會第4回會議における李克強國務院總理的『政府事業報告』(原語：政府工作報告)に用いられて以降、行政やビジネス等の領域でも意識・志向されるようになった。
- 44) 筆者注：同實施方案的第1節にて「法」及び重慶市「中華人民共和國國家通用言語文字法」施行弁法を「兩法」と略記する旨が記載されている。
- 45) 原語：國際宣傳之喉舌。
- 46) 対外的な放送であることを勘案すると、閩南語であったと見られる。
- 47) 原語：「關於推廣普通話的指示」(1956年2月2日國務院)。
- 48) 原語：推廣普通話工作委員會。
- 49) 原語：「對國內廣播使用語言名稱」。

- 50) 四川日報ウェブサイト(四川在線)(問政四川)「【文娛 建言】宜賓廣播電視台的廣播節目怎麼越辦越糟辦?」(官方回復2021年8月16日)(<https://ly.scol.com.cn/thread?tid=2889848>)(最終閲覧2023年3月3日)。「宜賓廣播電視台的ラジオ番組はなんでやればやるほど酷くなっているんですか?」というネットユーザーからの質問に対する宜賓廣播電視台の回答に「風哥方言系列」の名称が含まれている。

参考文献

日本語

- 小田格(2016a)「中華人民共和国福建省南部における閩南語テレビ放送について—対台湾政策下における特例措置」『言語政策』第12号
- (2016b)「中華人民共和国浙江省における方言番組と政策変容：新旧の關係通知をめぐって」『中国研究月報』第70巻第8号
- (2017a)「中華人民共和国江蘇省における方言番組とその規制：關係通知の策定背景及び運用実態を中心に」『中国研究月報』第71巻第2号
- (2017b)「言語政策と評価に関する一考察：中華人民共和国の『都市における言語・文字に関する事業の評価』制度を事例として」『人文研紀要』第86号
- (2018)「中華人民共和国における方言番組をめぐる政策の変遷」『中国研究月報』第72巻第7号
- (2019)「中華人民共和国における方言番組に対する規制通知等再考」『人文研紀要』第92号
- (2021)「中華人民共和国湖南省における方言番組をめぐる政策について」『人文研紀要』第99号
- (2022)「中華人民共和国江西省における方言番組をめぐる政策について」『人文研紀要』第102号

中国語

[論文, 書籍等]

- 崔荣昌(2011)『四川境内的客方言(上册)』巴蜀書社
- 何東・魏柯(2005)「聽衆の自家人—羅小剛」『中国廣播』2005年第9期
- 江蘇省廣播電視綜合台(2016)「行業動態」『視聽界』2016年第2期
- 李福春・陳玉霞(2006)「提升『吃在成都』核心競争力的有效途径」『中国廣播』2006年第8期
- 李申建(2015)「類型化音樂廣播品牌推廣探析—以成都電台文化休閒廣播經典946為例」『中国廣播』2015年第15期

- 劉洋 (2008) 「羅小剛：成都聽衆是我衣食父母」『西部廣播電視』2008年第2期
- 陸原 (1987) 「四川廣播電視發展簡況」『新聞研究資料』1987年第4期
- 馬超 (2015) 「方言類廣播節目的發展現狀及特色」『收聽研究』2015年6月号
- 彭辰豪 (2020) 「健康美食類廣播節目觀察」『國際品牌觀察』2020年第35号
- 沈葑 (2010) 『重慶方言與城市文化』重慶大學出版社
- 四川金堂人民廣播電台 (1995) 「名牌節目 立在時代的潮頭」『聲屏世界』1995年第7期
- 四川人民廣播電台 (2002a) 『四川人民廣播電台50周年 四川人民廣播電台 台史 (一) (1952年-1985年)』四川人民廣播電台 (川新出內 (2002) 182号) 內部資料・非売品
- (2002b) 『四川人民廣播電台50周年 四川人民廣播電台 台史 (二) (1986年-2002年)』四川人民廣播電台 (川新出內 (2002) 182号) 內部資料・非売品
- 四川省廣播電影電視局 (2001) 『建國初期四川、西康人民廣播』(川新出內 (2001) 第149号) 內部資料・非売品
- 田義貴 (2009) 『歷史形態與文化表徵：川渝方言影視劇研究』中國傳媒大學出版社
- 庾利華 (2008) 「走本土化戰略 辦好當地廣播」『中國廣播』2008年第4期
- 王健 (2008) 『王健擺聊齋』中國山峽出版社
- 王曦・熊建梅 (2021) 「融媒時代地方台廣播文藝節目思考與探索—以四川自貢市廣播電視台為例」『中國廣播電視學刊』2021年第8号
- 王逸虹主編 (2004) 『方言電視劇研究 (首屆西南方言電視劇學術檢討會論文集)』中國山峽出版社
- 閔順平 (2018) 「方言廣播節目媒介轉型中的趣味性分析」『西部廣播電視』2018年第3期
- 楊楠 (2017) 「方言在地方廣播節目中應用的優勢探析」『傳播力研究』2017年第1期
- 于希斌 (2016) 「廣播方言節目“小衆化”的思考」『新聞研究導刊』2016年第24号
- 張永峰 (2014) 「中國電視劇審查制度的形成」『新聞大學』2014年第1期
- 張運華・易軍・張耀平 (2022) 「廣播晚高峰節目地域文化特徵分析」『西部廣播電視』2022年S1期
- [年鑑, 地方志等]
- 巴中市廣播電視局編 (2003) 『巴中地區廣播電視志 (1936-2000)』(川新出內巴市 (2003) 第031号) 內部資料・非売品
- 成都市地方志編纂委員會編 (1997) 『成都市志 廣播電視志』四川大學出版社
- 成都市廣播電視局・成都廣播電視台編 (2010) 『成都市廣播電視志 (1990-2005年)』成都市廣播電視局・成都廣播電視台 (川成新出內字 (2010) 009) 內部資料・

非売品

『重慶廣播電視年鑑』編輯委員會編（1998-2015）『重慶廣播電視年鑑』（1998-2015年版）重慶出版社

重慶市地方志編纂委員會編（2005）『重慶市志 第十卷』西南師範大學出版社

重慶市廣播電視志編纂委員會編（1990）『重慶市廣播電視志簡稿（1932年-1986年）』（1990年11月10日）內部資料・非売品

德陽廣播電視志編纂委員會編（2000）『德陽廣播電視志（1983-1998）』（德陽（2001）字第041号）內部資料・非売品

廣安市廣播電視志編纂委員會編（2009）『廣安市廣播電視志（1993-2005）』（川廣新出內（2010）字第2号）內部資料・非売品

綿陽市廣播電視局編（1994）『綿陽市廣播電視志』（綿陽市志叢書之四十七）（綿市文字第1991号）內部資料・非売品

攀枝花市廣播電視志編纂領導小組編（1991）『攀枝花市廣播電視志』四川科學技術出版社

四川省地方志編纂委員會編（1996）『四川省志・廣播電視志』四川科學技術出版社——（2019）『四川省志・廣播影視志（1986-2005）【第七十卷】』方志出版社

四川・遂寧廣播電視局編（2007）『遂寧廣播電視志』（遂新出內〔2007〕字第011号）

王晉杰總編（2001）『中國廣告年鑑』（2001年版）新華社出版社

雅安地區廣播電視局編（1998）『雅安地區廣播電視志』（雅安地區地方志叢書）內部資料・非売品

自貢市廣播電視局編（1990）『自貢市廣播電視志』四川辭書出版社

中國廣播電視年鑑編輯委員會編（1987-2019）『中國廣播電視年鑑』（1986-2018年版）北京廣播電視出版社

〔新聞記事〕

『南方周末』2005年11月10日「四川話救了一個電台」